

(2) 福祉車両整備事業

福祉車両の種類及び基準単価は次によるものとする。

表5

種類	特別装備	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	660以下(軽)	3,900
		661~2000	4,300
移送車Ⅰ	「助手席リフトアップ」 又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	660以下(軽)	1,200
		661~1500	1,400
		1501~2000	2,000
		2001~3000	2,700
移送車Ⅱ	車いす仕様 (スロープ式)	660以下(軽)	1,500
		661~1500	1,800
		1501~2000	2,500
		2001~3000	3,300
移送車Ⅲ	車いす仕様 (リフト式)	660以下(軽)	1,500
		661~1500	1,600
		1501~2000	2,300
		2001~3000	3,000
移送車Ⅳ	特別装備の有無を問わない	1501~2000	1,700
		2001~3000	2,300

(7) 訪問入浴車

訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両とする。

(イ) 移送車Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

現に法定の社会福祉施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とし、特別装備として、「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」、「車いす仕様(スロープ式)」、「車いす仕様(リフト式)」のいずれかを有する車両とする。

・助手席リフトアップ

助手席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・セカンドシートリフトアップ

セカンドシート(前方から2列目の座席)が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・車いす仕様(スロープ式)

車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

・車いす仕様(リフト式)

車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

(ウ) 移送車Ⅳ

・現に表4-1の(2)、表4-2の(3)に掲げる施設又は障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の無償の輸送のために使用する車両とする。(特別装備の有無は問わない。)

・「身体障害者補助犬の普及のための施設」を有する法人が、当該施設の利用者、身体障害者補助犬の無償の輸送のために使用する車両とする。(特別装備の有無は問わない。)

【補助対象車両の条件】

- ①新車のみを対象とする。
- ②道路交通法で「普通自動車」に分類される車両のみを対象とする。
- ③訪問入浴車は排気量 2000cc 以下の車両、移送車Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは排気量 3000cc 以下の車両、移送車Ⅳは、排気量 1501cc 以上、3000cc 以下の車両を対象とする。
- ④移送車Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、身体障害者対応車両とし、税金（「取得税」、「消費税」等）が減免対象となっている車両とする。
- ⑤移送車Ⅳは、乗車定員が7名以上の車両とする。
ただし、「身体障害者補助犬の普及のための施設」で、施設利用者とともに、身体障害者補助犬を輸送する場合は、この限りではない。
- ⑥マニュアル車は補助の対象としない。
- ⑦道路運送法で事業用車両となる場合は、補助の対象としない。

注1) 補助車両には、JK Aが指定した「補助標識」を、指定された方法で表示しなければならない。

注2) 「基準単価」は、車両本体経費（特別装備がある場合はその経費も含む）に、JK A指定の「補助標識」の表示に係る経費を合わせた金額で、各排気量クラスにおいて、「当該事業に必要であると認められる額」の上限を示すものである。

注3) 自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等）は補助の対象としない。

注4) 車両本体経費以外のオプション装備の経費は補助の対象としない。